

## 三井ダイレクト損保の自動車保険（総合自動車保険）

### お支払いする保険金とその額について

保険・特約の名称	補償の内容
賠償	<p>対人賠償保険 ※自動セット</p> <p>被保険自動車（ご契約のお車）を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、被保険自動車（ご契約のお車）に搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します<sup>(注1)</sup>。万一の場合に備え、補償は“保険金額無制限”での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありませぬ。</p> <p>■お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには10万円、3日以上入院されたときには2万円を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払いします。</p>
	<p>対物賠償保険 ※自動セット</p> <p>被保険自動車（ご契約のお車）を運転中等の事故により、相手の車・家屋など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、ご契約の保険金額を限度として補償します<sup>(注1)</sup>。</p>
傷害	<p>人身傷害保険 （「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」）</p> <p>ご家族の方や被保険自動車（ご契約のお車）に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方（またはその父母・配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁）を含みます。以下、同様）・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益<sup>(注)</sup>などの実損害額）の全額を、当社約款に定める「人身傷害条項損害額基準」に従って被保険者1名につきご契約の保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します（「一般タイプ」の場合）。なお、「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲が被保険自動車（ご契約のお車）に搭乗中の方のみに限定されます。 (注)事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。</p> <p>■臨時費用として、被保険者の方が死亡されたときには10万円、3日以上入院されたときには2万円を人身傷害保険の保険金とは別枠でお支払いします。</p>
	<p>搭乗者傷害保険</p> <p>被保険自動車（ご契約のお車）に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、ご契約の保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡保険金 被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします<sup>(注2)</sup>。</li> <li>後遺障害保険金 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合（4～100%）を乗じた額をお支払いします。</li> <li>重度後遺障害特別保険金 被保険者の方が重度後遺障害を被り介護を要すると認められた場合、保険金額の10%を乗じた額（ただし、100万円限度）をお支払いします。</li> <li>重度後遺障害介護費用保険金 被保険者の方が重度後遺障害を被り介護を要すると認められた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合（39～50%）を乗じた額（ただし、500万円限度）をお支払いします。</li> <li>医療保険金 被保険者の方が5日以上入院された場合、実際の治療費等にかかわらず、ケガの部位と症状によって一定の金額（例：手足の打撲…5万円、腕の骨折…35万円 など。）をお支払いします。5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。</li> </ul> <p>医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いいたしますので、当座の費用としてご利用いただけます。</p>
	<p>無保険車傷害特約 ※自動セット</p> <p>無保険車との自動車事故で、ご家族の方または被保険自動車（ご契約のお車）に搭乗中の方が死亡されまたは後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。</p>
	<p>自損事故傷害特約</p> <p>単独事故（ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故）など自賠責保険等で補償されない事故で、車両所有者の方または被保険自動車（ご契約のお車）に搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり損害を補償します。 ※人身傷害保険をセットされない場合にお選びいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡保険金 被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします<sup>(注2)</sup>。</li> <li>後遺障害保険金 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50～2,000万円をお支払いします。</li> <li>介護費用保険金 被保険者の方が重度後遺障害を被り介護を要すると認められた場合、1名につき200万円をお支払いします。</li> <li>医療保険金 被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。</li> </ul>
	<p>車両保険 （「一般タイプ」 「限定タイプ」）</p> <p>被保険自動車（ご契約のお車）が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損<sup>(注)</sup>の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額をそれぞれ補償します。 (注)被保険自動車（ご契約のお車）の損傷を修理することができない場合または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 補償の範囲は車両保険のタイプ（「一般タイプ」「限定タイプ」）によって異なります。</li> <li>※2 保険金額が被保険自動車（ご契約のお車）の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。</li> </ul> <p>■車両全損時臨時費用保険金 全損の場合は、臨時費用として保険金額の10%（ただし、20万円限度）をお支払いします。</p> <p>■盗難時代車等費用保険金 被保険自動車（ご契約のお車）が盗難にあった場合は、盗難の事実を警察に届けたときに限り、車両保険の保険金が支払われる日またはお車が発見されるまでの日（最初の3日間を控除。また、30日限度。）に対し、1日につき3,000円をお支払いします。</p>
	<p>車対車免責ゼロ特約</p> <p>相手が確認できる他の自動車（原動機付自転車を含む）<sup>(注)</sup>との接触・衝突事故の場合、1回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロになります。 (注)登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名が確認できた場合に限りです。</p>

車 両	身の回り品補償特約	■車両保険の保険金が支払われる事故にともない、被保険自動車（ご契約のお車）の車内、トランク内またはキャリアに固定された個人が所有する身の回り品に生じた損害について、1事故につき保険金額を限度に補償します。 ※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。
	事故付随費用補償特約	■車両保険の保険金が支払われる事故にともない、被保険自動車（ご契約のお車）が自力走行不能となったときに生じる次の費用を補償します。 ※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。
		・臨時宿泊費用 臨時に宿泊せざるを得なかった場合、ホテルや旅館に宿泊した場合の宿泊費用について、1事故につき1名ごとに1泊1万円を限度にお支払いします。
		・臨時帰宅費用 合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅または当面の目的地へ移動するため負担する交通費について、1事故につき1名ごとに2万円限度にお支払いします。
そ の 他	弁護士費用補償特約 （人身被害事故弁護士費用等補償特約）	■ご家族の方または被保険自動車（ご契約のお車）に搭乗中の方が、自動車事故で死亡・後遺障害を被られ、または入院された場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる弁護士費用や訴訟費用等の損害を補償します（ただし、1事故につき1名ごとに300万円限度）。
	ファミリー傷害特約 （「アウトドアタイプ」 または 「ワイドタイプ」）	記名被保険者（被保険自動車（ご契約のお車）を主に運転される方で、保険証券記載の被保険者をいいます。以下、同様）とご家族（「家族型」をご選択の場合。「夫婦型」をご選択いただいた場合は、記名被保険者とその配偶者の方が対象となります。）の方が、国内において急激かつ偶然な外来の事故 <sup>※</sup> によって傷害を被り、平常の業務に従事することまたは平常の生活をすることができなくなりまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療を受けた場合、以下のとおり損害を補償します。「アウトドアタイプ」の場合は自宅内の事故は補償の対象外となります（「ワイドタイプ」は自宅内の事故も対象となります）。 ※自動車事故（人身傷害保険の支払の対象となる事故）や就業中の事故を除きます。 ※人身傷害保険をセットされる場合（搭乗中のみ補償特約をセットする場合を除きます）にお選びいただけます。
		・入院保険金 入院または著しい障害により医師の治療を受けた場合、1日につき5,000円を支払います。ただし、事故の日から60日以内の入院・治療に限ります。
	・通院保険金 通院により医師の治療を受けた場合、1日につき1,000円を支払います。ただし、事故の日から60日以内の通院で、30日分を限度とします。	
対歩行者傷害補償特約	■被保険自動車（ご契約のお車）を運転中の事故で、相手方が歩行者である場合に、相手方（またはその父母・配偶者・子）が被る損害（当社約款に定める「人身傷害条項損害額基準」の規定を準用して算出します）が、対人賠償保険の支払額を上回るとき、人身傷害保険のご契約金額を限度としてその差額について補償します。 ※人身傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。	
対物超過修理費用補償特約	■被保険自動車（ご契約のお車）を運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額 <sup>※</sup> について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手自動車に損害が生じた日の翌日から6か月以内に、相手自動車に実際に修理された場合に限ります。 ※ご自身の過失割合分のみが対象となります。	
搭乗者傷害Wケア	■搭傷医療倍額支払特約（搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払に関する特約） 搭乗者傷害保険について、ケガの際にお支払いする医療保険金を2倍にして補償します。	
	■搭傷育英費用補償特約（搭乗者傷害保険の育英費用補償特約） 満18歳未満の未婚の子を扶養している方が事故により死亡されまたは重度後遺障害を被り、搭乗者傷害保険の支払の対象となる場合に、1名につき500万円を育英費用保険金として補償します。 ※搭乗者傷害Wケアは搭傷医療倍額支払特約、搭傷育英費用補償特約の総称です。搭乗者傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。	
レンタカー費用補償特約	■車両保険の保険金が支払われる事故にともない、被保険自動車（ご契約のお車）が使用できなくなったためにレンタカーを借入れた場合に生じる費用について、借入れ日数（30日限度）および保険日額に応じて、レンタカー費用保険金として補償します。 ※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。	
指定修理工場入庫特約 （車両保険に自動セット）	■被保険自動車（ご契約のお車）が損傷し車両保険の保険金が支払われる場合で、被保険自動車（ご契約のお車）を当社の指定修理工場に入庫して実際に修理をするとき、2,000円をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは分損事故の場合（修理費が保険金額未満となる場合）に限ります。なお、指定修理工場につきましては当社Webサイトをご覧ください。	
他車運転特約 ※自動セット	■ご家族の方が臨時に借りたお車 <sup>※</sup> を運転中の、賠償保険（対人・対物）・自損事故傷害特約・車両保険に関する事故につき、ご希望によりご契約の保険を優先して適用します。ただし、自損事故傷害特約・車両保険については、被保険自動車（ご契約のお車）に自損事故傷害特約・車両保険をお付けいただいた場合に限ります。 ※自家用6車種（用途・車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車に該当する自動車をいいます）および特種用途自動車（キャンピング車）に限ります。	
原付特約 （「賠償タイプ」「賠償・自損 傷害タイプ」「賠償・人身傷 害タイプ」）	■ご家族の方が排気量125cc以下の原動機付自転車（借用車も対象）を所有・使用または管理中の、賠償保険（対人・対物）、自損事故傷害特約または人身傷害保険に関する事故につき、それぞれのタイプに応じて賠償保険（対人・対物）、自損事故傷害特約または人身傷害保険の規定を適用して補償します。	

（注1）示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

（注2）搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額（自損事故傷害特約の場合は1,500万円）から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

	契約者または被保険者の故意・重過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態・無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	×(注2)	○	×	—
	対物賠償保険	×(注2)	○	×	×
傷害	人身傷害保険	△	△	○	
	搭乗者傷害保険	△	△	○	
	無保険車傷害特約	△	△	×	
	自損事故傷害特約	△	△	○	
車両保険	×	×	○		
弁護士費用補償特約	△	△	×		
ファミリー傷害特約	△	×	○		
対歩行者傷害補償特約(注1)	×	×	×		

○:保険金をお支払いします。 ×:保険金をお支払いできません。 △:その被保険者本人の傷害についてはお支払いできません。  
—:対人賠償の対象外です。

- (注1) 表中の「被保険者」を歩行者と読替えます。
- (注2) 重過失により生じた事故による損害または傷害については保険金をお支払いします。
- ※ 1 上表に加え、弁護士費用補償特約においては、人身被害事故(自動車事故)のみが対象となります。
  - ※ 2 車両保険の保険金が支払われない場合は、身の回り品補償特約、レンタカー費用補償特約、事故付随費用補償特約、指定修理工場入庫臨時費用補償特約についても保険金はお支払いできません。
  - ※ 3 上表に加え、車両保険でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
    - (a)タイヤのみに生じた損害 (b)欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による損害 (c)故障(電氣的、機械的故障)による損害
    - (d)取り外された部品や付属品の損害 (e)詐欺、横領による損害 (f)航空機、船舶で輸送中の損害
  - ※ 4 上表に加え、身の回り品補償特約でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
    - (a)商品・通貨・有価証券・印紙・切手等に生じた損害 (b)貴金属・宝石・美術品に生じた損害 (c)動物・植物等の生物に生じた損害
    - (d)コンタクトレンズの損害 (e)紛失、欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による損害 (f)故障(電氣的、機械的故障)による損害
  - ※ 5 ファミリー傷害(アウトドアタイプ)については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合のほか、自宅内での傷害の場合には保険金はお支払いできません。また、ファミリー傷害(ワイドタイプ)については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合には保険金はお支払いできません。
  - ※ 6 対物賠償保険の保険金が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について、また、搭乗者傷害保険の保険金が支払われない場合は搭乗者傷害Wケアについても保険金はお支払いできません。
  - ※ 7 各傷害保険(対歩行者傷害補償特約を含む)において、その被保険者(対歩行者傷害補償特約の場合は歩行者)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金はお支払いできません。
  - ※ 8 以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。
    - (a)レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害
    - (b)危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車<sup>けんいん</sup>を牽引することにより生じた損害または傷害
    - (c)地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害
    - (d)戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害